

第 15 回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議 議事録要旨

平成 30 年 7 月 27 日 (金)

10 時～12 時

会場：大田区役所 2 階

201・202 会議室

【配布資料】

- ・第3期おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議委員名簿
- ・平成 30 年度 UD 庁内推進委員会委員名簿

資料1 おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー活動

資料2 ユニバーサルデザイン合同点検(窓口サービス点検)について

資料3 UD アクションプラン実績一覧

資料4-1・4-2 川内会長の講話資料

(東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例)

資料5 アクションプランの改定の方向性について

資料6 アクションプラン改定図の改定素案

資料7 アクションプラン改定に対する区民推進会議委員からの意見

資料8-1・8-2 アクションプランの指標について

参考資料 冊子「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」

冊子「大田区ユニバーサルデザイン窓口ガイドライン」

【出席者】

(区民推進会議委員) 18名

東洋大学教授 川内委員／東京大学准教授 松田委員／公募 大内委員／公募 勝又委員
／NPO法人大身連 宮澤委員／大田区手をつなぐ育成会 橋本委員／大田区精神障がい
者家族連絡会 鬼頭委員／レモン ホームケアサービス 柳谷委員／共に生きるまち大田
栗田委員／蒲田東口地区まちづくり協議会 飯尾委員／大森駅東地区近代化協議会 加藤
委員／大田区自治会連合会 小山委員／特定非営利活動法人 男女共同参画おおた 東委
員／日本・ネパール協力会 小林委員／大田区私立保育園連合会 三浦委員／大森学園高
等学校 安達委員／京浜急行電鉄株式会社 大田委員(代理)／東京急行電鉄株式会社 平
江委員

(庁内推進委員) 16名

福祉部長／まちづくり計画調整担当課長／企画課長(代理)／広聴広報課長／施設保全課
長／国際都市・多文化共生推進課長(代理)／産業振興課長(代理)／高齢福祉課長／障
害福祉課長／障がい者総合サポートセンター 次長／子育て支援課長(代理)／都市開発

課長（代理）／住宅担当課長／空港まちづくり課長／都市基盤管理課長（代理）／指導課
総括指導主事

（事務局）

福祉管理課長/福祉部副参事（地域福祉推進担当）/福祉管理課調整担当係長/福祉管理課調
整担当職員

（傍聴者） 2名

[次第]

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議題
 - (1) おおたユニバーサルデザインのまちづくり事業報告
 - ① おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー活動 【資料1】
 - ② ユニバーサルデザイン合同点検（窓口サービス点検）について 【資料2】
 - ③ ユニバーサルデザイン窓口ガイドラインのアンケート 【資料3】
 - (2) 川内会長 講話 【資料4】

「使える」を目指したまちづくりの方向
 - (3) 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン体系図の
改定素案について
 - ①アクションプラン改定の方向性について 【資料5】
 - ②アクションプラン体系図の改定素案 【資料6】
 - (4) アクションプラン改定に対する区民推進会議委員からの意見【資料7】
 - (5) アクションプランの指標について 【資料8】
- 5 事務連絡
- 6 閉会

（川内会長）

議題の4を一つ一つ進めていきたいと思います。質問、ご意見については、事業報告後に
時間を取ります。

－事務局より説明－

次第4 （1） おおたユニバーサルデザインのまちづくりの事業報告

- ① おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー活動
 - ・ 前回の区民推進会議以降に実施した「ユニバーサルデザイン合同点検」「ユニバ
ーサルデザイン合同点検報告会」について報告

- ・ 参加していただいたUDパートナーの方からは様々な意見をいただいている。今後もUD合同点検や報告会をとおり、継続的なまちづくりを進めていく。

② ユニバーサルデザイン合同点検（窓口サービス点検）について

- ・ 平成30年2月から開始した新しい取り組みである。
- ・ 窓口整備状況点検と窓口サービス点検をとおりして窓口サービスの改善を目指す。
- ・ 平成30年度は2箇所での実施を予定。
- ・ 今後は視覚障がい当事者にも参加していただき、様々な視点での窓口サービス点検を実施していく。

（川内会長）

ありがとうございました。②の資料3についての説明はあるのでしょうか。

（福祉管理課長）

資料3については既にお送りしており、分量も多いので読み上げの報告は割愛させていただきます。

（川内会長）

分かりました。それでは、今行った報告と資料3の取組実績一覧について委員の皆様からご質問ご意見をお伺いしたいと思います。

（A委員）

確認ですが、既に意見をお送りしている場合は、この場でもう一度意見を述べた方が良いでしょうか。

（福祉管理課長）

事前にいただいた意見については、議事の4の(4)、「アクションプラン改定に対する区民推進会議委員からの意見」の際にご議論いただきたいと思います。

（A委員）

それでは、既に意見を出したことで以外で意見を述べさせていただきます。

「ユニバーサルデザイン合同点検報告会」に出席しました。UDパートナーの方から施設の改善案などの様々な意見が出ていましたが、回答を行った担当者は、「それは難しい」や「検討します。」といった曖昧な回答に終始していたという印象を強く感じるものでした。

それについて、UDパートナーの意見を聞いて、こういうところが実際に改善されたなどというのはどこかで公表されたりするものなのでしょうか。

（福祉管理課長）

まず、合同点検を現地で実際に行って、あるいはこれから建てる施設であれば図面での点検を行い、その点検がどのように反映されたかについて報告会で報告しております。

A委員が傍聴された報告は「大森ふるさとの浜辺公園」と、これから建て直しを行う「平和島ユースセンター」、以上2つの案件の報告会だったかと思えます。

公園の方につきましては、既に整備をされているため、ご意見を頂戴して、その部分については対応可能である旨報告があったかと思えますが、これから建て直しを行う「平和島ユースセンター」という建物の報告については、ご意見を頂戴した結果がどうなるかといのは、またご報告させていただくものだと思っております。すなわち前回の場というのは、ご意見を頂戴する場だったので、「検討させていただく」という、ボールをお預かりさせていただくような答弁だったと思えます。

(A委員)

そのことについては了解しました。それで、驚いたのが、実際に点検をしてから報告会を行うまでに非常に時間がかかっている点です。その間の期間には、連絡などなにもないとのことですが、それはどういうことなのでしょう。

(福祉管理課長)

まず、点検会を行って、その後整備・改善・改修工事が出来る箇所については、区として対応を行っております。「対応した」、または「区としてこういう理由で対応できなかった」という報告を行うのが報告会となっているので、その間、時間が必要であるということです。

(A委員)

確認ですが、既に改善されたことが報告会では報告されていて、これから対応を行う箇所については、対応がこれからなので報告されていない。つまり、点検された直後に全ての部署において、点検の際意見が出た箇所について改善が可能かどうか検討を行い、可能な場合には既に着手しているという理解で構わないでしょうか。

(福祉管理課長)

報告会では、ご意見を頂戴した中で対応できたものに関しては「できました」、対応ができなかったものに関しては、「このような理由で対応できなかった」ということを報告させていただいております。

ですから、出来る出来ないも含めて対応した期間の後に報告をさせていただいております。本件について、回答できる箇所、また補足の回答等あれば、担当課長から回答をしていただきたいと思います。

(施設保全課長)

合同点検報告会においては平和島ユースセンターについて様々な質疑を頂戴しています。

いただいたご質問に対して的を射た回答が出来ていないというご意見が出ているということを知っております。設計の中でそういったご意見を反映させながら、皆さんにとって使いやすい施設となるよう努めているところではあります。

そういったご質疑への対応については、質問者の聞きたいことについて、担当者側が理解をし

て対応するということが大切だと考えております。質問について即座に回答できなかった点については、ユニバーサルデザインに対する知識や理解が担当者の中で浸透していなかったということがあるかと思えます。今後、ユニバーサルデザインに対する知識や理解を深める取り組みを通じてUDパートナー制度の推進に携わっていきたいと思えます。ぜひ、ご協力・ご理解をお願いできればと思えます。

(A委員)

ありがとうございました。非常に前向きな意見で、議事録にも残していただきたいと思えます。

というのも、前回の会議の際に、「ユニバーサルデザインの点検はどのようにしているのか」という質問を私がしたところ、「UD パートナー制度という制度があり、そこでしっかりチェックしている。」という回答をいただいていた。今回、どのようにチェックしているか気になったため、傍聴に行きました。そのため、今回このような意見を述べましたが、今の認識は非常に前向きで良いと思えます。というのは、回答した各部局の方が、「ユニバーサルデザインという考え方について理解が不足している。」と、「それが故に回答が的を射ていない」という回答をいただけたからです。ぜひ次回の合同点検報告会では、もっと良い取り組みとなっていることを期待しています。

(川内会長)

はい、ありがとうございました。

資料1の一番下に作業の流れ図がありますが、今の福祉管理課長の説明だと、「整備後の手直し」の矢印の後に、合同点検報告会が位置づけられているというふうに理解してよいでしょうか。

(福祉管理課長)

報告会については、点検を行った後に必ず実施しております。スパイラルアップの循環は繰り返しているということになります。

(川内会長)

その図で言うと、本来であれば上の方にある左向きの矢印の先に、報告会というものが位置づけられているものかと考えで構わないでしょうか。

(福祉管理課長)

その通りでございます。

(川内会長)

ありがとうございます。そうすると、この図はかなり全体の大きな流れ図だと思いますが、図の中に報告会というものを書き入れるべきではないかというのが意見の1つ。

それから、この図の真ん中に「継続的なまちづくり」という記述がありますが、この図の周りの4つの四角が循環していくというのは、一つのプロジェクトに対しての回転の図しか書いてない。上の「今後の施設等の設計に反映」というのが、その施設の整備に関するものなのか、それとも別

の施設の整備もこれで反映させていくのかははっきり書いてありませんけども、Aの事業の実施に伴う点検をやって直せるものは直す。そこで得られたものを次のBやCの事業に反映させていくことが必要ですよ。それがスパイラルアップで、それでまち全体を良くしていこうという考え方であると思うのですが、この図をみるとAプロジェクトに関する作業であるかのように見えてしまう。ですから、この取り組みはBやCのプロジェクトにつながっていくという書き方をしないと、まちづくりということにはならないのではないのでしょうか。特定の施設の改良ということであれば、この書き方でも構わないですが、色々な建物や施設がある、まちづくり全体という考え方からすると、他の事業にどう影響していくのかということをし書き加えられないと、広がっていくのかいかないのかははっきりしないのではないかという風に思います。

(B委員)

今この資料(資料2 ユニバーサルデザイン合同点検(窓口サービス点検)について)を拝見しまして、2月22日にUDパートナー2名、聴覚障がい当事者、肢体障がい当事者が参加されているということで、一番下の方を見ると「今後は視覚障がい当事者にも協力を依頼し…」との記述があります。今後はぜひ精神障がい当事者も点検に参加させていただきたいです。障がい当事者とその家族は疎外感を持っていますので、このような障がいに関する窓口サービスの点検の際は、ぜひ参加させていただきたいと思います。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当副参事))

貴重な御意見をいただきましたので、窓口サービス点検は今後も実施していくので、その際にお声掛けさせていただき、御意見を頂く機会を設けていきたいと思います。

(川内会長)

ありがとうございました。門戸を広げていくというのは大変かもしれませんが、知的・精神・発達の当事者の方たちにも可能な限り参加していただくことが必要だと思います。

(C委員)

資料3、2枚目、項目4「楽しく学べるユニバーサルデザインの教育推進」という欄内に「一時的保育付き講座等の実施」、「一時保育の実施」という項目がありますが、資料内に記述のある講座というのは、どういった基準で掲載されているのでしょうか。

他にも区の中では一時保育付きの講座はあると思いますが、この資料の中に掲載されるものと掲載されないものの違いがあれば知りたい。

もう一点。補足なのですが、同項の「一時保育の実施」内にある「相談事業実施時」の取組み、「女性のためのたんぼぼ相談」の中の「たんぼぼ」はひらがなです。お願いします。

(福祉管理課長)

これらの事業については、われわれ福祉管理課が関係する各部局に調査を行い、集約を行ったものであります。しかしながらこれらの事業がどういった視点で掲載に至ったかについては回答ができません。これらの保育事業については、私たちの方から子ども家庭部に調査をしたもの

であるため、区の他の部局であれば委員がおっしゃるような一時保育付きの講演会等があることは確かです。次回の集約の際には、全庁に調査をかけて集約をしたいと思います。

また、ご指摘いただいた固有名詞誤りの件については申し訳なく思っております。次回から気を付けます。

(川内会長)

推測で申し上げるのは申し訳ないですが、こういうものは、これに関連する事業をそれぞれの部署からあげてもらって作成したものであると考えます。これに関連するものというところをはっきりさせることで筋がとおった報告になると思います。

(川内会長)

—「使える」を目指したまちづくりの方向—

(A委員)

川内会長、ありがとうございました。とても分かりやすく理解することが出来ました。一つですね、最近経験したことで、これとの関係で質問させていただくのですが、東京都の条例では合理的配慮が提供されていないということ、障がいを持った方が自分から訴えないと合理的配慮がないと判断されないということでしょうか。なぜこのようなことをお伺いするのかというと、先日「社会を明るくする運動」の会議に出席いたしまして、その時に聴覚障がいと視覚障がいを持ったパラリンピックの選手、デフリンピックの選手が2人招待されておりました。ご夫婦でして、視覚障がいを持った方は口話は出来るのですが、聴覚障がいの方は指文字で内容をお伝えしていました。そうすると、私たちが聞いているときに聞きにくいという問題がありました。そこで手話通訳がついてくれているならば、もっと話が聞きやすかったのではないかと思います。このような場合は聞いている側から合理的配慮が足りないという風に言うことはできないのでしょうか。

(川内会長)

資料 4-1 の2枚目「紛争解決の仕組み」の欄に、申し立てが出来るのは「障害者、家族、後見人、障がい者を現に保護する者」こういう人たちを対象にするとしています。ですから、障がいのある方に関連する人は、基本的には誰でも申し立て出来ます。さらに今のA委員がおっしゃった、例えばお店の前でコミュニケーションが難しい方がきて、コミュニケーションが成立しないという場合は、もちろん手話通訳の方がいればわかるのかもしれないですが、すぐに手話通訳の方をお呼びするというのは無理な話です。そうするとこの場合手話通訳の方をお呼びするというのは「過重な負担」ということになる可能性が高いのではないかと思います。その方の場合であれば、例えば自分で意思を表明するようなカードを準備しておくとか、何らかのコミュニケーションをする努力をしているのにも関わらず、それでも相手の人が「面倒くさいからほっとく」ということであれば許されないということになりますが、誠実に対応してうまくいかなかった場合などに関しては、それ以上のことをその場で求めるのは大変ではないかと思います。

(A委員)

今私が質問したことというのが、第三者が合理的配慮が出来ていないということを思った時に、「合理的配慮が出来ていないですよ」ということを、条例をもとに伝えることはできないのかということです。

(川内会長)

その件については、この考え方からすると、「障がいのある当事者に対して合理的配慮を行っていないじゃないか」と憤慨する人が、都に対して申し立てを行いたいということを当事者が了承すれば、当事者に代わって申し立てをしても可能ということになります。ただ、障がいを持っている本人がそのような扱いを受けて何も思っていないにも関わらず、周りの人たちが許せないということから、障がい当事者本人に了解も取らずに申し立てをするということは基本的には想定していません。

(D委員)

何年か前に新聞に「白杖 SOS」という記事が載ってまして。

(川内会長)

白杖を真上に掲げる行動ですよ。

(D委員)

はい。それで初めてそのことを知ったんですね。それで、そのことをどんどん知ってもらおうと思ってうちの店にも貼ってあります。そういう、例えば聴覚障がいの方の SOS の方法。そういうものはあるのかということと、目の悪い方、白杖を持っている方がみんな「白杖 SOS」という方法を知っているのかということをお聞きしたいです。

(川内会長)

「白杖 SOS」というのは視覚障がいの方で白杖を持っている方は困ったときに杖を高く上げて周りの方に知らせるというものなんですけど、これは当事者によって嫌がる人もいます。もちろんやりたい人はやっても構わない。

昔、黄色いハンカチ運動というものがあった。障がいのある人が周りにいる人に助けを求めたいときに黄色いハンカチを提示しようというものでした。全然広がらない運動でしたが、それと同じような運動であり、個人的には広がらない運動であると思います。基本的にはその人が困っているんだなというのを見て取ったときに声をかけるというのが一つですけれども、実は視覚障がいの方が難しいのは、はたから見ると普通に歩いているようであっても実は困っているという状況があり、ただ立ち止まって行先を見失っているような状況でない場合でも困っている場合があり、そういうときに声掛けをどういうタイミングで行えばいいかを難しくしていると思います。勿論白杖を挙げている方を見れば声をかけてあげるというのは确实ではありますが、みんながみんなそのやり方を行ってくれるわけではないのです。

それでは次に行きたいと思います。

議事4 (3)大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン体系図の改定素案についてということで、事務局から体系素案の報告をお願いいたします。

－事務局より説明－

議事4(3)「アクションプラン」の改定について【資料5】【基本方針 P28・29・34～】

- ・おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針内の、アクションプランの計画期間が2018年度末をもって終了となるため、次の5か年に向けてプランの改定を行う。
- ・計画期間は2019年度からの5年間(次期「大田区地域福祉計画」の計画期間と同様)

議事4(4)「アクションプラン」体系図改定案について【資料6】

- ・改定については、基本的に3つの大きなまちづくりの考え方は維持。
- ・現アクションプランについても大きな見直しは行わず、項目・施策の整理統合や文言修正・社会状況の変化に合わせた要素の追加等をもって新しいアクションプランの体系とする。

(川内会長)

私のほうからお伺いしたいのですが、資料6の3-1の(3)、「多くの人が集まる拠点(場所・施設)のユニバーサルデザインの推進」とあるが、ここでいう「ユニバーサルデザイン」とはどのようなものでしょうか。

(福祉管理課長)

多くの人が集まる施設のユニバーサルデザインの推進ですが、私たちが理想としておりますのは、各種障がいをお持ちの方だけではなく、外国人、お子様連れの方、妊娠中の方などいわゆる広い意味でのユニバーサルデザインの整備を進めていきたいという考え方をもちしております。勿論、すべての対応がすぐに行えるという意味ではなく、不十分な点などもあるかもしれませんが、目指すところはそういう趣旨で書いています。

(川内会長)

今、ユニバーサルデザイン「の」とおっしゃったが、そこでおっしゃっている「ユニバーサルデザイン」というものが何かということです。つまり、こういう風には書くと、「ユニバーサルデザイン」という目標がぼやけてしまうのではないかと。「ユニバーサルデザインの推進」というのが具体的にどのようなことを行うことなのかを考えることが重要ではないかと思えます。つまり、ここでおっしゃっている「ユニバーサルデザインの推進」というゴールはどのようなものなのかということです。

1 つは、ハードがきちんとされているということなのかもしれないが、そちらはどのようなゴールを考えているのでしょうか。

(福祉管理課長)

基本方針の冊子だと、61 ページの部分が現状の書き方となっています。こちらのほうでは、蒲田駅・大森駅周辺の多く人が集まる場所という地域の指定などの記述があります。そういった意味で、今、川内会長がおっしゃった「ゴールをしっかりと意識しないと、やる施策もある意味焦点が

ぼやけてしまう」というご指摘がありましたので、今ここでは場所の特定、対象者の特定、また、目指すまちづくりというのは、確かに現状でもしっかりとそれぞれの定義づけは出来ていないのも確かでございます。今川内会長がおっしゃった点も含め今後の検討に活かしてまいります。

(川内会長)

ありがとうございます。61 ページもそうですけど、ユニバーサルデザインのまちづくりといった場合には、先ほど私は「使えるまち」ということで申しましたけども、大田区としてどういうまちをゴールとするのかについては、はっきりと庁内合意を取られて、それで各部署、課にもゴールに向けて、頑張りましょうというようなことをしないと、本当にてんでバラバラにそれぞれがなんとなく高齢の人や障がいのある人に関係していればいいやということになる恐れがあるので、もう少し庁内のほうでご検討いただければと思います。

(A委員)

ありがとうございます。今回、アクションプランの改定と言いながら、基本的には内容は変わらないということを提案されてるのかなど。というのは、現状とですね、アクションプランの項目の根底では変わらない。だから、項目についても整理が行われたものについては消すし、統合できるものについても消す。ただし、枠自体の考え方とかアクションプランそのものについては、前の5年間を踏襲するという判断があったというふうに理解しているのですけれども、ということはこの5年間やったアクションプランについて、例えば、この部分はもっと進めたいとか、この部分は進み方が前のアクションプランのときに想定したような進み方になっていないといった、評価のようなことは行ったのでしょうか。

(川内会長)

事務局お願いします。

(福祉管理課長)

個々の項目ごとの評価、全体的に俯瞰する評価に関する取りまとめというのはしておりません。というのも、それぞれ所管する部局が当然各事業の振り返りと評価、また次年度に向けての検討はもちろんしているわけですが、私ども福祉管理課で確かにトータルでの評価の取りまとめというのは今は出来てはおりません。

(A委員)

わかりました。そうしますと、今回のアクションプランについて意見を述べたときに、そちらから出されているのは前と同じものを継続して5年やっていきますよといった方針・アクションプランについて、この委員会というものでそれで良いのかどうかということを議論するという理解で良いのでしょうか。

(福祉管理課長)

はい、体系図、この大きな枠組み・骨組みを委員のおっしゃられたとおり私どもといたしまして

は、個別の一つ一つに数的、また何が出来たか・出来なかったかという一つ一つの評価ではなく、このユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくためのアクションプランと言いながらも一つ一つ理念的なところもかなり大きいので、全体像、大きな骨組みに対しては、いわゆるガラガラポンの改定はやることなく、不足している部分も当然ありますし、おそらく到達点といったゴールはないと思っているので、それぞれを引き続き進めていく。ただ、新しい視点であったり新しい取り組みについては、当然加えていきますし、終了しているものについては削除という範囲での改定をしたいと事務局のほうでは考えております。

(A委員)

大田区 10 年基本計画(大田未来プラン 10 年)というのが 2018 年で後期5か年が終わるといことで、こちらの方の資料の中にもユニバーサルデザインについて言及があります。ここでは未来プランとして、あとこちらで行っているユニバーサルデザインアクションプランの関係性について、どちらも同じような内容でありながら、未来プランの方では5年後の姿のようなものをある程度示しています。ただ、UD のアクションプランのほうにはそのようなものはありません。なぜ同じ大田区がユニバーサルデザインのまちづくりを進めますと謳っているものにこうも違いが出るのでしょうか。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当副参事))

基本方針は、策定年次が平成 23 年の3月でございます。その後、後期未来プランを制定させていただいており、こちらの方には指標を始めとしたものを載せさせていただいています。そういった時期的なものもございまして、アクションプランの方には指標となりうるような数値目標といったものをお示ししていません。

(A委員)

そうすると、時期的なものをクリアすれば新たに指標のようなものを入れることが出来る可能性があるのでしょうか。それとも、ユニバーサルデザインまちづくり基本方針アクションプランというものはおおた未来プランとは全く別個のものであり、違うものであるとおっしゃりたいのでしょうか。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当副参事))

そういう意味ではございません。基本方針の方には進行管理する指標のような形を設定してはおりませんでしたので、上位計画である未来プランのほうで進行管理・最終的な指標を定めてやっているということです。このあと説明をさせていただきますが、指標について皆様から御意見を頂戴して新たに設定して進めてまいりたいと思いますので、改定にあたって新たに指標を設定したいと考えております。

(川内会長)

よろしいでしょうか。資料6の体系図は、新しく作るというよりむしろ組み換えの案ですよね。ですから組み換えの案に対して今までの取組がどういう成果があったのか、どういうことが問題だ

ったのかという評価をせずに進んでいいのかということが疑問にあるだろうという点の一つ。もちろん中には評価しづらいということなどがあるかもしれませんが、それぞれの事業に対してこうい
うことがあってこういう反省があるということは、きちんとまとめないと次にいけないのではないで
しょうか、ということも御意見として含まれていたかと思えます。事務局は色々な作業があるか
と思えますが、前に進むために今までやってきたことを振り返るといのは極めて重要なこと
で、特に数値が何%達成できたということが言えるものも言えないものもあると思えますが、
振り返りということだけはやはりやるべきではないかと思えます。

他に御意見やご質問などございますでしょうか。

(E委員)

3-1「地域力を生かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり」また、3-2には「区民参加に
よる地域力を生かす組織づくりと人材育成」とあります。このユニバーサルデザイン区民推進
会議に出てお話を伺って、「地域力」という言葉ってとても抽象的で分かりにくいんだあって。

実際にマンションの中で、助けが必要な方がいらっしゃるとしたら、私に何が出来るんだらう
って、個々がいかに自覚するのかっていう問題なのかなって。今日川内会長のお話のなかで、
ユニバーサルデザインができる前に障害者差別権利条約ができて、そういう社会の流れの中
で、一人ひとりが担っているということを国民に、区民にどうやって知らせる・浸透させて
いくのかと。そこは、本当に具体的にケースバイケースのいろんな例を見ながら自分
たちが学習していくような方法をどうやって作っていけばいいのかなと思って悶々
としていたのですけど。川内会長は何かお考えがありますでしょうか。

(川内会長)

「地域力」って、地域の人たちがこの計画をどれだけ理解しているかということだと思
います。それによってその「地域力」っていう言葉は分かりにくいとは思いますが、要するに
草の根のほう、今ここでは、障害のある方の団体の組織から代表してこられた方が
いるかとは思いますが、いかに草の根の方に浸透していくかということがとても重要
で、その草の根をいかにして強くしていくかというのが、この「地域力」ということ
になるんだらうなど。

そういう点で言えば、例えば「3-2」の、「UDパートナー研修の実施」、それから「UD
パートナー等によるユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進」というのがありま
すけれども、もちろんその担い手としてUDパートナーを考えていらっしゃるとい
うのは良いとは思いますが、その誰に対して研修を進めていくのかとか、まあ先
ほど言うと評価というのがありますけれども、今までにやってきたことが有効
なのかやってきただけなのかということは一つ振り返って、その上に新しい
プログラムを考えていく必要があるのではないかという風に思います。

(F委員)

いまE委員のおっしゃった意見を考えておまして、今回の組換えの中で私
がいいなと思ったのは、今その「地域力」の話になったんですけれども、大田区
の特徴として、かなり「UDパートナー」というところにあるのではないかな
あと思っています。

これは、長年副会長を始めとして、いろいろこの場にも参加されてきた人
たちがかなりボランテ

ィアとして行ってきたことが施策の中にも取り入れられています。

そういう形で継続されているというのは一つの大田区のカナアという風にも思っております。あとですね。教育推進ですけれども、小中学校における今回で言うと障害理解に対する教育も、まあある意味「草の根」の活動であるというところがあるかと思えます。非常に良いコンテンツだと思います。非常にいい内容を継続的にされていて、しかもそれがほぼ、区民の皆様の個人的な負担によるところが多い。そういうところを区の方でサポートしていくというのを継続的に続けていくというのが非常に重要なことと思っております、内容も皆さんのあいだで共有されればなという風に思っています。

それで、一つ質問ですが、「1-3(3) 誰もが住みやすい住宅のユニバーサルデザインの推進」というのがございます。まあこれが資料の3を見ますと、重度身体障害者(児)の住宅改修に係る事業ということで、かなりまあ積極的に良い事業をやられているのかなと思っておりますが、それが、1の「やさしさ・やくそく」のところでもいいのかということを考えておまして、2の「まち・くらし」に入ったほうが内容としては良いのではないかと。ただしこれが公共的施設ではなく、個人の住まいによるところですから、ちょっとその辺がどのように整理されるのかということを考えております。ただやっぱり「まち・くらし」の中に住まいの問題ってということも今後考えていく必要はないのだろうかと思っております。居住支援協議会なんかが大田区で立ち上がっているかは存じ上げておりませんが、色々なところで立ちあがっている中で、今後まちで住み続けるということが一つの大きなポイントになってくるのではないかと考えておまして、今回の改定というものもあって、今後そういうところを考えていく可能性というのがありますでしょうかというのが質問です。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当副参事))

今ご質問ございました点については、38 ページをご覧くださいますと、「誰もが住みやすいユニバーサルデザインの促進」ということでございます。そちらをご覧くださいますと、住宅のUD促進をするために、「区民・事業者との啓発活動」ということで、事業者も対象に入っておりますので、総合的に考えさせていただきまして、F委員の御意見を踏まえて場所を「まち・くらし」に移すかどうかについては検討して参りたいと思えます。

(F委員)

非常に良くわかりました。B委員からも御意見があればお聞きしたいのですが、かなり問題となってきているのが、精神障がい者の方が民間のアパートに入るときに不動産屋さんやオーナーさんからの理解が全く得られないというような状況がどこでも生じています。そういう意味では、普及・啓発というところに位置づけられるのもありかなあというような気がします。

(B委員)

障害者が東京都でアンケートを取ったところ、平均7万円で生活しているとのこと。それはもちろん年金支給とかいうのでは生きていけない。親が援助するにも親が高齢のため難しい。だから生活保護に移行するというケースが非常に多い中、住まいに関しては本当はない。医療と住むところが整えばなんとか生きていけますが現実として厳しいです。

それと障害者はもちろんですが、高齢者の住まいがありません。これは、家主側が貸さないか

らです。60 歳を過ぎたら貯金が一千万持ってたとしても貸してくれない、そういうケースは身近に多くあり、住まいに関しては大きな問題だから、障がい者＋お年寄りってということも含めてどこかに明記してほしいと思います。

(川内会長)

今、住まいというのは極めて重要で、これだけ人口が減っているなかで家主さんの偏見や固定観念で使わせてもらっていない、貸してもらえないというのは非常に多いので、その点についてはきちんと理解してもらおうというのもありましょうし、何らかの区として真正面から取り組まないと解決しない、区の総力を挙げて取り組むべき問題の一つだろうと思います。住宅というのは本当に重要ですので、少しご検討いただけるとありがたいです。

(G委員)

私もケアマネージャーとして高齢者の皆さんの介護の問題について、もちろん住宅についても、特に一人暮らしの高齢者、今 60 歳以上とおっしゃったのですが、80 歳を超えるところで色々な問題が出てきています。今、そういう方たちが古いアパートとかを立て直すという方向に進んでいるところが多く、アパートから追い出されてしまうんです。そのため、新しいアパートをまたその年齢でまた探さなければいけないという問題が今どんどん出てきています。そこで住処を追い出されたあと、行く先を不動産屋が探してくれるかというところも問題がどんどん発生していて、後見人がいようが、ケアマネージャーがついていようが、保証人がきちんと身内などである場合はまだしも、そういう方たちばかりではないので、そこでやはり問題となっている。

その辺は今本当に多く出てきていて、私たちケアマネージャーとしても、本来ケアマネージャー」はそこまでする必要はないのですが、保証せざるを得ない状況になっている。

その現状からもいつまでも住み続けられる大田区を作っていくとすれば、それは項目としても、まあ以前その本を作ったときは、私も携わっていましたがそれはもう 10 年も前の話なものですからまだなんとなくその話も具体化していなかったと思うんですけど、実際今、問題がこのように出てきていますので、項目としてというよりも、仕組みを少し検討課題として入れて頂くことが必要かなと思います。

(川内会長)

ありがとうございます。10 年前に関わっていただいていたということで、10 年間で変わっていない、良くなっていないということの最たるものではないかなという風に考えております。

今のようになちよつつつと切実な問題が多く出てくるのが住宅問題であると考えておりますので、ぜひ腰を据えて取り組んでいただきたいと思います。

(福祉管理課長)

まとめて何点か端的にはありますけどもお答えさせていただきます。

まず、「地域力」について大田区で色々事業を取り組んでおりまして、F委員からも前向きな評価を頂きました。小中学校での総合学数での時間も年々増えております。また地域講座も今年で 18 出張所の地区が終わるのですが、丁度実は明日大森西地区で予定していたのですが、台風

の影響で開催延期にしましたが、こちらも30名近くの地域の方の参加予定がありました。

また、先ほどE委員がマンションにお住まいのお困りの方に対し手を差し伸べたいという意識づけも我々大切だと思っております。

来年度以降、地域福祉計画の策定作業を丁度並行して同じ福祉管理課で進めております。もうご存知のとおり、「我が事として捉えて丸ごと対応していく」という意味では、今ちょうどE委員がおっしゃられた、一人ひとりの区民の方・関心の無い方にこの地域共生社会の実現に向けて、自分自身が当事者であり、出来ることは手を差し伸べていくという風にしていくという点をいかにして区民の方々に広めていくことができるかという視点で地域福祉計画の策定をしていることをご紹介します。

また、住まいの関係で先ほど会長もおっしゃられた居住支援協議会の動きも今23区それぞれ進められております。我が大田区も近い将来の居住支援協議会の設置に向けての動きも肅々とすすめておりますので、そのご紹介と、もう一つ80歳以上のということで、G委員のおっしゃられたことです。一つご紹介ですけれども高齢者のなかなかアパートが探せないという方、大田区もその建築の部署でご相談いただければ、然るべき不動産業者をご相談させていただいております。それでも探せないという場合は、今度は高齢福祉課のほうで行っている事業なのですが、一緒に寄り添い型の対応をさせていただいております。区が事業を委託している団体の職員の方がその高齢者の方と一緒にアパートを探しに行って、そして見守りも一緒にさせていただきますよということを大家さんに説明したり、大家さんに対して然るべき保証制度のご案内をさせていただいて、入居の円滑化を支援する事業を区の方では取り組みを始めている。

実績は年何回だったでしょうか。

(高齢福祉課長)

昨年度から43件です。内8件が入居につながりました。

(福祉管理課長)

昨年度から8件の方がご成約ということで、居住支援事業について取り組んでいるということでご紹介させていただきました。以上でございます。

(川内会長)

ありがとうございました。非常に良い取り組みだと思いますけど、あとは周知ですね。その対象の方にどのように伝えていくかというところが重要かと思います。

時間的な制約の関係で議論を止めたいと思います。この後アクションプランの改定に関する意見が五つ出ているので、それについての説明をしていただきますけども、このアクションプランについてはどうも先ほどの個別的な質問なんかも含めて、色々なものがあるかと思いますので、今日の会議が終わった後にもでも事務局の方に質問なり寄せて対応してもらおうとか、次の会議のときに報告してもらおうとか。そんな形で宜しいですかね。

(福祉管理課長)

はい。そのようにお願いいたします、

(川内会長)

承知いたしました。それでは、次第の4の「アクションプラン改定に対する区民推進会議委員からの意見」ということについて事務局から説明をお願いします。

資料7が説明材料ですね。

—事務局より説明—

次第（4）「アクションプラン改定に対する区民推進会議委員からの意見」【資料7】

(川内会長)

ありがとうございました。今の事務局の説明に対してご質問ある方は挙手をお願いいたします。

(A委員)

ありがとうございます。福祉分野の委員の箇所、事務局の見解の中で、「平成30年度の総合防災訓練に自立支援協議会に参加していただくことになりました。」とあります。

自立支援協議会に参加していただくことというのは、障がい当事者が参加するという認識で宜しいでしょうか。

(川内会長)

事務局いかがでしょうか。

(障がい者総合サポートセンター次長)

自立支援協議会というところでご質問をいただきましたので、こちらの協議会の概要を説明させていただきます。

地域の障がい課題を障がい当事者・関係者を含め考え、解決の方法を見出していくというところの協議会として、その中の防災部会というところですので、障がい当事者の方ももちろんメンバーとして入っていらっしゃいます。

(A委員)

具体的に、防災部会の障がいを持っている方が会場に行くということだということでお答えいただいたんですね。

(障がい者総合サポートセンター次長)

はい。その通りです。

(川内会長)

当事者の参加があるということですね。どういう方が参加するだとか、そういったことというのはこれからということですか。

(障がい者総合サポートセンター次長)

現段階でも様々な障害の方にご参加いただいております。聴覚、視覚、知的、身体、もちろん精神の方もご参加いただいております。

(H委員)

先ほどからお話を伺っております、地域の取組といたしましても行政の方と相談しながら行っていることは確かでございます。皆さんと一緒に住みよい街づくりということに重点を置いて、どなたでも参加できる会というようなことで防災訓練にしてもお祭りにしてもどなたがいらしても嫌な顔をする方はおそくないかと思えます。これは私の町会のことですけれども、3.11の前から取り組んでいたのですが、障がい者の方それから高齢者の方々のお家を回って、「いかがでしょうか。町会で出来ることがございましたら、どうぞお答えください」って。「手をあげてください」と言っただけなんですけど、どなたも「いや結構です。」とお家の扉を閉めちゃうんですね。それが、3.11があつて以来は「どうぞ私たちのところに入ってきてください。」とそこでがらっと変わったんですね。障がいのある方もそれから高齢者の方も。それから今度は5年経ちましたので、丁度今度の30日に町会で40名くらいの役員が集まりまして、きめ細やかな対策を立てて、またおせっかいでも良いから回らしましょうかという企画を立てておりますので、町会・自治会といっても私たちだけではなく、18ブロック217町会ございますが、そちらの方でも本当に真剣に取り組んできました。こちらには職員の方や出張所の所長さんなども多くいらっしゃいますので、聞いていただければ、そのとおり私たちはやってたということでお話をいただけたと思えますけれども、これからは地域で一生懸命頑張りますので、手を取り合っていきたいと思っております。私の話は大げさに聞こえるかもしれませんが、地域としての取組むことが難しいのが正直なところではございますので、皆さんのご意見を伺ってまた、参考にして地域に持って返って活動したいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

(川内会長)

ありがとうございました。ちょっと時間が厳しくなっております、先ほどのアクションプランの項目と同じで、これについても追加の資料等あれば事務局の方にお寄せいただくということでもよろしいでしょうか。

はい。では次にアクションプランの指標について、事務局から説明をお願いいたします。

－事務局より説明－

議事(5)「アクションプランの指標について」【資料8-1・8-2】

・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためにはその計画がどれだけ実現できているかを図るために指標を定め、目標を設定し、施策に取り込むことが重要。

・指標は3つのまちづくりの考え方ごとに1つずつ設定。

(川内会長)

ありがとうございました。たとえば「やさしさ・やくそく」の指標というところで、ユニバーサルデザ

インの理解度というところをおっしゃってましたが、「やさしさ・やくそく」全体の指標としては、こちらの「ユニバーサルデザインの理解度」という指標1つということなのでしょうか。他にいくつか指標を立てたりするのでしょうか。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当副参事))

事務局案としてはそれぞれのまちづくりの考え方1・2・3に基づき、一つずつの指標として設定させていただきたいという案でございます。

(川内会長)

1つの項目に対して一つの指標でやってはどうでしょうかということで、何かご意見などございますでしょうか。

(A委員)

ありがとうございます。今回事務局案として出てきたのが、大田区がやっております、「大田区政に関する世論調査」、これにデータがあるものを指標化するというスタイルだったかと思います。それ以外に、今川内会長がおっしゃったようにそれぞれの考え方の中で有効な指標というものを、例えば未来プランの方では、「ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます」というところに、「誰でもトイレの設置割合」というものをつけております。具体的な目標と設置・普及の割合というところも出ておりますので、これだけで指標とするのは非常に足りないと考えます。だからもう少しそれにプラスアルファで考えていく必要があるのではということと、もう一つ、調査を使う際には、例えばまちづくりの考え方の中でユニバーサルデザインの理解度が低い、理解が進んでいないというグループがあるとすればどういうグループなのかということがですね、平成22年からやっておりますので、これだけの調査と作成していただいた【資料8-2】の中では、理解している人の資料はあるんですけど、理解していないという方の年齢やとか性別とかその人の属性などをこの、世論調査の中ではフェイスシートというそれぞれの属性について聞く設問がございまして、例えば本人の職業とか勤め先なども聞いております。そういうことも聞いているので、それを分析したうえで、理解が進んでいないところの人の理解度をあげるなどといった具体的な指標が必要だと思います。

(川内会長)

ありがとうございました。資料6でアクションプラン5つの項目が上がっていますが、まああの先ほど私が申しましたし、今A委員もおっしゃいましたけど、やさしさ・やくそく、まち・くらしでそれぞれ1つというのはちょっとありえないかなという感じがします。むしろ、アクションプランの項目ここに2,30ありますけども少なくともそれぞれに一つくらいはあってもいいんじゃないかなと。もちろん指標化できないものもありますけども、先ほどの住宅相談で40数件来て8件契約に至ったというのもこれも立派な指標だと思います。ですから、色々なところから拾い出せばいろいろなものが出てくると思いますので、もうすこし丁寧な指標ということをお考えいただけたらと思います。

これについてはまあみなさんそれぞれの専門分野がありますので、区役所と協力して、どういう指標ならつかえそうかなど、そういうのを個別に進められてもいいと思いますけども、少なくとも

大項目1つに1つの指標ということはあまりにも指標にならないかなという感じがします。

時間が来ていますので、御意見があれば追加でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。それでは事務局にマイクをお返しします。

(福祉管理課長)

ただいまいただいた御意見については、特にどういった指標が設けられるかなどにつきまして、議事録と資料により皆様にフィードバックさせていただき中で、いくつか検討成果をご提示させていただきたいと思えます。

次回の会議は1月を予定しております。その間またいろいろご連絡させていただきながら御意見を集約し、1月にも確定の案をお示ししたいと思えます。日程が決まり次第またご連絡申し上げます。それでは、長いお時間ご協力ありがとうございました。委員の皆様たちと共に区も一生懸命ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきたいと思えます。どうぞ今後ともご協力お願いいたします。これで本日の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。